

多世代での同居を応援します

2026
年度

愛川町三世代同居定住支援 住宅改修補助金

上限
40万円

手続きの詳細やご不明な点については、お気軽にお問い合わせください。
お問い合わせ先 愛川町政策秘書課 電話:046-285-6924

制度のご案内

三世代以上で同居するために、子または孫世代の生計維持者もしくはその配偶者で40歳未満の者が愛川町に転入をし、かつ町内の持家を改修する場合に、費用の一部を補助します。

◎ 補助金額は住宅改修費用の1/2(上限40万円、千円未満切捨て)

対象工事

工事完了から1年以内であること。 対象工事費用の合計が10万円以上であること。

親・子・孫等の直系親族のいずれかの名義で町内に所有する住宅であること。

建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

■対象工事 ①自ら居住するための部分の増築・改築等 ②屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事 ③床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事 ④雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事 ⑤電気、ガス等の設備工事 ⑥トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修等の給排水工事 ⑦その他町長が必要と認めるもの

■対象外 ①敷地造成、門、塀その他の外構工事 ②家具、家庭用電気機械器具の購入、設置等 ③物置や車庫等の設置等 ④住宅改修に係る本町の他の補助を受けた工事 ⑤その他町長が適当でないとするもの

申請時添付書類

- 親、子、孫等の関係を証明する戸籍全部事項証明書等の写し(子が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し)
- 工事完了日から遡り、過去1年以内に町内で三世代同居をしていないことが証明できる戸籍の附票(発行後3カ月以内)等の写し
- 建物登記簿の全部事項証明書(発行後3カ月以内)
- 工事請負契約書の写し及び領収書等の写し
- その他町長が必要と認める書類

主な補助対象者要件

- 申請日以前1年以内に子または孫世代の生計維持者もしくはその配偶者が40歳未満である者が愛川町に転入し、申請日時点においても三世代で同居していること。
- 一時的同居を除き、申請日以前1年以上前に町内で補助対象者全員での三世代同居をしていないこと。
- 本町の町税を滞納していないこと。
- 過去にこの補助金を受けていないこと。

申請方法・申請手続きの流れ

■申請方法：住宅改修後、申請書に必要な書類を添えて政策秘書課窓口へ直接提出してください。

1. 審査 書類等により、要件適合の審査を行います。現地調査等をする場合があります。
2. 交付決定 審査完了後、交付決定の通知を送付します。
3. 請求 交付決定通知書送付時に請求書を同封しますので、記入、押印の上、提出ください。
4. 振込 請求書を受領後、補助金を交付します。

※ 予算額に達した場合、受付を早期に終了する場合があります。

チラシ有効期限:2027年3月31日